

別表第4（第10条関係）

（令4条例23・一部改正）

重点区域における消雪用井戸の許可基準

項目	住宅用	事業所用
井戸の設置本数	1住宅用地につき1本	1事業所用地につき1本
揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径32ミリメートル以下であること	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径50ミリメートル以下であること
ストレーナーの位置	地表面から60メートル以上深い位置に設置されていること	
ケーシングの口径	直径150ミリメートル以下であること	直径200ミリメートル以下であること
節水対策	規則で定める降雪検知器等が設置されていること	

別表第5（第10条関係）

（令4条例23・一部改正）

その他区域における消雪用井戸の許可基準

項目	住宅用	事業所用
井戸の設置本数	1住宅用地につき1本	1事業所用地につき1本
揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径50ミリメートル以下であること	
ケーシングの口径	直径200ミリメートル以下であること	
節水対策	規則で定める降雪検知器等が設置されていること	

別表第6（第10条関係）

（令4条例23・一部改正）

産業用井戸の許可基準

項目	重点区域	その他区域
井戸の設置本数	1住宅用地又は1事業所用地につき1本	
揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径50ミリメートル以下であること	
ストレーナーの位置	地表面から60メートル以上深い位置に設置されていること	規制なし
ケーシングの口径	直径200ミリメートル以下であること	
備考		
第9条第1項第2号の規定に基づく許可申請の場合は、ストレーナーの位置及びケーシングの口径の基準は適用しない。		